

みやぎの 生衛だより

69

2015. 1

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター

仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764

URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

E-mail miyagicenter@seiei.or.jp



青葉城 雪の隅櫓

新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 勘三郎

新年明けましておめでとうございます。

皆様には穏やかな新年をお迎えのことと

お慶び申し上げます。また、常日頃、当指導センター事業に格別なるご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成二十六年を振り返ってみますと嬉しい話題から辛い話題までいろいろございました。嬉しい話題の代表として冬季オリンピックでの羽生結弦選手の金メダルが挙げられます。地元仙台でのパレードも盛大に行われました。一方、自然災害の発生も多く、特に広島県で発生した豪雨による土砂崩れや御嶽山の噴火により多くの死傷者が出たことは、本当に悲しいできごとでございました。今年こそは、嬉しい話題が多くなることを祈りたい気持ちでございます。わが宮城県も大震災からまもなく四年になります。復旧・復興のスピードは地域により大きな差があるように思われますが、今後、一層加速することを期待しております。

当指導センターも公益財団法人に移行し丸二年になろうとしておりますが、公益法人として折々の要請に応えるべく、皆様方のご協力をいただきながら新たな公益事業にも取り組んでいるところですが、被災された方々の再生の支援にも鋭意取り組んでまいりましたが、今後も被災者全員が復興を果たすまで、この活動は続けてまいりたいと考えております。新規の「地域活性化連携事業」をはじめ、当指導センターの事業を円滑に進めるためには、各組合からのご支援が不可欠でございます。地域の活性化が声高にいわれている中で、地域にあって利用者の身近にある生衛業が活力あるものになることが、そのまま地域の活性化に繋がるものと考えております。当指導センターとして、生衛業関係施設の衛生水準の維持向上と生衛業の振興を図るため、常に、前向きに業務を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本年も当指導センター事業へのご協力をお願いし、皆様のご健勝、ご繁栄をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

復旧・復興とともに「創造的な復興」を着実に進める年に



宮城県知事 村井嘉浩

新年を迎えるに当たり、県民の皆様のご健康と御多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は、本県出身の羽生結弦さんが冬季オリンピックフィギュアスケート男子シングルで金メダルを獲得され、県内のみならず、日本全国に感動を与えてくれました。また、天皇后陛下に本県被災地を御訪問いただき、私たち県民一同、大きな励ましを受けました。県内では復興の槌音が聞こえ、各地で、災害公営住宅への入居が始まるとともに、震災で休止していた事業が再開されるなど、復興が感じられるようになってまいりました。これも、県内外の多くの方々からの御支援と、県民の皆様のご尽力のたまものと考えております。

また、昨年は、「宮城県震災復興計画（平成二十三年十月策定）」で定めた十年間の道筋のうち、再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期（四年間）」の最初の年でした。県では全力で復旧・復興に取り組むとともに、「宮城の将来ビジョン」に掲げた将来像を見据えて、本県が発展していくための様々な種をまき、それが各地で芽吹くよう、仙台空港の民営化や医学部の県内新設、広域防災拠点の整備など新たな取組にも挑戦してきたところで

す。

今年、「再生期」の二年目になることから、昨年に引き続き、「迅速な震災復興」、「産業経済の安定的な成長」、「安心して暮らせる宮城」、「美しく安全な県土の形成」を政策推進の基本として、復旧・復興を最優先に推進するとともに、「創造的な復興」に向けた様々な取組を着実に進めてまいります。

甚大な被害をもたらした東日本大震災から本県が「創造的な復興」を成し遂げ、経済成長と豊かさの中で、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と県民の皆様が実感できる宮城県となるよう、県政運営の先頭に立って、知恵を絞りながら、前向きに、そして明るく、皆様と共に進んでまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本市の復興、いよいよ仕上げの段階



仙台市長 奥山 恵美子

平成二十七年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましてはご家族とともに、健康かな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

東日本大震災から、四年が経過しようとしております。この間、多くの方々のご支援、ご尽力をいただきながら復興の歩みを加速してまいりました。被災された方々の戸別訪問調査を踏まえた「被災者生活再建推進プログラム」に基づき、きめ細かな支援を行うとともに、復興公営住宅への入居や集団移転先の転居を本格化させるなど、復興の姿が目に見える形で現われてきております。

また、新規開業や年間観光客入込数の目標を掲げた「仙台経済成長デザイン」の策定や、本年十二月六日の開業までもうひと踏ん張りとなった地下鉄東西線の整備など、復興の先を見据えたまちづくりも着実に進めております。

こうした本市が誇れる市民共有の財産を次の世代へと確実に伝える必要があります。

とりわけ、皆様方の業界は、本市の活力づくりを支える基礎として、市民の健康と生活の安心に欠かせないものであり、日常生活に密着したサービスや商品を提供し、公衆衛生や国民生活の質の向上に重要な役割を果たしている生活衛生関係事業者の皆様のご活動に、改めて感謝申し上げます。

今年、いよいよ三月に仙台を主会場として、第三回国連防災世界会議が開催されます。三月十四日から十八日までの期間中、国連加盟国、国際機関、自治体・団体など、国内外から延べ四十万人以上の参加者が見込まれております。この会議により、大震災という試験を経験した私たちが懸命に駆け上がってきた復興の姿を世界に示し、教訓や防災についてのメッセージを発信するとともに、仙台・東北の魅力を感じていただくことにより、更なる東北の復興を後押ししてまいります。

本市が掲げた五年の震災復興計画も、いよいよ仕上げの段階までまいりました。新年度からは、他の被災自治体への職員派遣の増員も行い、東北全体の復興の加速と経済の向上に貢献できるよう、生活衛生関係事業者の皆様とともに取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

新年のご挨拶



日本政策金融公庫仙台支店
支店長兼国民生活事業統轄 松園 高弘

平成二十七年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年を顧みますと、アベノミクス効果による円安株高、久しぶりのベースアップなど消費マインドの盛上がりを期待する傾向が表れたものの、駆け込み需要の反動長期化による景気停滞感が年末近くになるにつれ強まり、ご商売を営まれる方にとっては、回復感を実感できず、今後への不安を払拭できない年でした。

宮城県内におきましては、地元出身の羽生選手のコメダル獲得という明るいスタートとなりましたが、海外からの観光客の流入といった円安の好影響も及ばず、生活衛生関係業種を営む皆さまにおかれましては、円安の恩恵を受けていないとの声も多く聞こえてきます。ただ、当公庫の窓口では、出店にかかる資金需要はまずまずで、昨年度を上回るペースで創業者向け融資を実施しているほか、既設の企業様からも新たな出店など前向きな資金需要の相談もいただいています。

平成二十七年は、年明け間もなくの三月に、仙台市を舞台とした国連防災世界会議が開催されます。これまで海外からのお客様に対して、「おもてなし」についての実力を発揮する機会に恵まれなかった宮城県の生活衛生業界にとって、その底力を見せつける格好の機会になります。業界一体となって、国内外からのお客様に宮城に来てよかった、またぜひ訪れたいと感じ入っていただくようにしたいものです。

当公庫では、日常生活に密着していたサービスや商品を提供し、公衆衛生や国民生活の質の向上に重要な役割を果たしている生活衛生業種の皆さま方を支援すべく、東日本大震災復興特別貸付による利率の低減措置、およびご返済の相談への柔軟な対応などの各種支援策を適時講じ、被災地域の復興支援に全力で取り組んでおります。今後も生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合をはじめとした関係機関の皆さまとの連携をこれまで以上に強化し、生活衛生関係事業者の皆様のための金融機関としての自覚を持って、迅速かつ丁寧な業務に努めてまいります。引き続き、公庫業務に対するご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合ならびに各組合員の皆さまの益々のご発展とご繁栄を心から祈念いたしました。年頭のご挨拶とさせていただきます。

受賞(章)おめでとーございます

平成二十六年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

叙勲

(平成二十六年春)

平成二十六年四月二十九日発令



旭日双光章

上村 孝 様

(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)

平成二十六年十一月三日発令

(平成二十六年秋)



旭日単光章

作間 照 男 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

厚生労働大臣表彰

(平成二十六年十月二十八日 ホテルニューオータニ)



清水 直喜 様

(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



高野 信一 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



工藤 優子 様
(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)



大山 伸人 様
(宮城県理容生活衛生同業組合)

**社団法人全国生活衛生同業組合
中央会理事長表彰**

(平成二十六年十月二十八日 ホテルニューオータニ)



和田 義秋 様
(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)



菅原 刮幸 様
(宮城県美容業生活衛生同業組合)

文化の日 知事表彰

(平成二十六年十月三十日 東京エレクトロンホール宮城)

渡邊 征夫 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

鈴木 栄一 様

(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

赤坂 祐子 様

(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)

宮城県知事表彰

(平成二十六年十一月二十日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

萱場 幸夫 様 (寿司商)

茂泉 勝美 様 (麺類飲食業)

三浦 元子 様 (社交飲食業)

赤間 光 様 (理容)

大場 和恵 様 (美容業)

伊藤 明夫 様 (クリーニング)

○優良施設

「たちばな理容所」

吉田 友子 様 (理容業)

「ハイルザーム栗駒・コテージぶなの森」

(株)ゆめぐり 様 (旅館業)

公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰

(平成二十六年十一月二十日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

鳴原 嘉 様 (寿司商)

紺野 正二 様 (寿司商)

三浦 新一 様 (寿司商)

佐藤 忠博 様 (寿司商)

菅原 和男 様 (麺類飲食業)

我妻 剛一 様 (麺類飲食業)

猿方 誠造 様 (中華飲食)

鎌田 平吉 様 (中華飲食)

尾形 東喜子 様 (社交飲食業)

内海 菜穂子 様 (社交飲食業)

高橋 隆幸 様 (社交飲食業)

三河 聡子 様 (社交飲食業)

高山 幸一 様 (理容)

大沼 昌昭 様 (理容)

橋本 宏 様 (理容)

平間 喜徳 様 (美容業)

伊藤 晃 様 (美容業)

星 りゑ 様 (美容業)

加藤 素行 様 (ホテル旅館)

○優良従業員

門脇 宏子 様 (寿司商)

西村 正明 様 (寿司商)

黒沢 佐和子 様 (寿司商)

鈴木 洋之 様 (寿司商)

松田 光代 様 (寿司商)



各組合から

各支部で施設を慰問

宮城県寿司商生活衛生同業組合

当組合では、十一月一日の「全国すしの日」にちなみ、毎年十月から十一月の行事として、設立以来四十年以上各支部による施設慰問を実施しております。

十月十八日、仙台市寿司業組合青葉支部有志により、青葉区小松島の「仙台キリスト教育児童 丘の上子どもホーム」に施設慰問を行い、一二〇食を提供しました。前回までは、さまざまな大きさの皿に数もばらばらに盛りつけていましたが、今回は一人前用のすし桶を各店舗が持ちより、お寿司屋さんと同じ雰囲気を出しました。見た目の良さは勿論、重ねる事が出来るので、狭い調理スペースでは作業の能率も格段に良くなり、まぐろ・サーモン・かんぱち・いか・イクラ・えび・たまごの握りに、いなり・きゅうりとかんぴょうの巻物と彩りの良いおすしがすし桶に盛りつけられました。子どもたちは、二人・三人連れだって、すしを握る様子を物珍しそうにのぞきに來ては、次々作り出されるおすしを楽しそうに見ていました。すし桶で提供されるすしを、食べる機会がほとんどないとの事で、大変喜んで頂きました。

また、その他仙台市寿司業組合宮城野支部有志により、「特別養護老人ホーム 寶樹苑」・塩釜支部が、「心身障害者作業所 あさひ園」・岩沼支部が、「特別養護老人ホーム チアフル岩沼」を慰問いたしました。毎年それぞれの支部が慰問に訪れる事で、日頃すし店に行く事が難しい施設の方に、おすしを味わっていただき、元気で過ごしていただこうと実施しております。これからも支部の協力を得て、出来る限り継続していこうと考えております。



組合事業の取り組み状況

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

平成二十六年度の重点事業として、組合組織基盤強化対策・需要拡大対策の二つのテーマに取り組んできました。組合員数の減少に歯止めがかからず、組合組織基盤がゆらぎはじめている現状をふまえ今年度は仙台支部で組合加入促進をモデル事業として取り組んでおります。行

政並びに指導センターとの連携を図りながら事業者名簿を作成し、支部からの組合未加入者の情報提供を基に個別訪問を実施しているところです。

需要拡大対策としては、ご当地キャラクターへの感謝状贈呈イベントを実施しました。

地域に密着して成り立っているクリーニング業の法定団体として、地域の活性化、PRのために頑張っていたいただいているご当地キャラクターの皆さんに、クリーニングの日に感謝の意を表して感謝状を贈呈し、リフレッシュしてい



ただくためにクリーニングギフト券を贈呈しました。十月二十四日クリーニング祭りの抽選会に仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」に出陣して頂き、感謝状とクリーニングギフト券を贈呈しました。また、抽選会にも参加してもらい特賞二万円の宿泊券を二本引いてもらいました。その後、組合員と「むすび丸」とのツーショットの写真撮影会も行い、その写真をポスターにして店頭に飾ってもらったところお客様からは大変な好評を頂きました。

沿岸部支部組織強化による

復興支援事業

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災において、壊滅的被害を受けた組合員の廃業等に伴う脱退、新規加入者の減少に伴う組合員の減少について、これまで当組合では積極的な復興推進を展開してきましたが、営業再開支援を更に推し進めるためには地域の復興支援として社交飲食業者の再組織化が必須であります。

復興支援の問題点として営業再開に関する情報不足が課題として挙げられ、生衛組合の組織のネットワークを活用した情報提供が求められるなか、地域の復興再組織化が被災地域の業界復興を支援する大きな力になります。

当組合がこれから行う復興支援事業として、

- ・内陸部組合員の中から、「復興支援再組織化インストラクター」を任命・養成
- ・被災沿岸部地区（石巻・気仙沼・南三陸）における衛生・経営に関する講習会の開催による組合活動への理解の促進
- ・インストラクターと沿岸部組合員の協力による復興推進の展開、講習会の開催による新規組合加入の促進
- ・支部未設立地区である南三陸町に支部創立のための基礎メンバーの育成

などを計画しています。

特に、インストラクターと沿岸部組合員が一体となって被災地組合の再構築に取り組み、継続的に復興支援を図っていくこととしております。



「仙台マーボー焼そば」

スタートから一年

宮城県中華飲食生活衛生同業組合

「仙台マーボー焼そば」が仙台の新名物を目指してスタートしてから、平成二十六年十月に一年を迎えました。これを記念して、家庭で簡単に楽しめる「仙台マーボー焼そば」を商品化し、十月一日から一般販売と郵便局で取り扱うこととなり、その発売イベントが九月二十二日、仙台市青葉区の錦町公園で行われました。

全国のスーパー、百貨店等で通年発売される二食入り袋タイプと、JR仙台駅や高速道路のサービスエリアなどで販売されるお土産用三食入り箱タイプの二種類をマルニ食品(株)が製造販売し、郵便局の「ふるさと小包」は、十月一日から十二月二十六日までの取り扱いで、黒麻婆と赤麻婆の二つの味が二食ずつ入った商品を宮城熊さん(株)が製造します。いずれの商品も当組合が監修し認定したものです。

「仙台マーボー焼そば」を消費者に広く知って頂く事により、来客数の増加を図り、全国に向けて発信することで、観光客を取り込むことを目的としました。

今年六月に、大手コンビニエンスストアのローソンが発売し、当組合が監修を務め認定した「仙台マーボー焼そば」も、稀にみるヒット商品と称して頂きました。

「仙台マーボー焼そば」は、これからもたくさんの方のお力をお借りしながら、本物の仙台名物になれるように取組を進めて参ります。どうぞ宜しくお願い致します。

※様々な組合活動をへ事務局のブログで紹介しています。

タイトル…宮城県中華飲食生活衛生同業組合

事務局のブログ

<http://ameblo.jp/mygen/>



発売イベントで挨拶する佐藤理事長と謎の認定人 (Mr. C hin さん)

『そば打ち体験』を開催しました
宮城県麺類飲食生活衛生同業組合

平成二十六年十一月二十六日石巻市において、第一回目の『そば打ち体験』を開催しました。仙台市を中心とする内陸部の組合員が協力し、一般の方を対象に実施しました。当日は参加者に被災地（今回は石巻市）のめん類店マップを配布し、被災した組合員のお店で食べ歩き、そしてお店周辺の商店街で買い物をしていただきました。この事業は被災地全体の活性化を図るとともにお店の衛生水準の維持、向上を目指すもので、今後も何回か開催する予定です。



元気・石巻 飲食マップ

宮城県麺類飲食生活衛生同業組合

1	大もり屋	TEL 0226(22)4117
2	食家/リス	TEL 0225(22)1937
3	石もり	TEL 0226(22)6666
4	中もりりや	TEL 0225(22)1660
5	麺屋	TEL 090(4488)0812
6	そばすむら	TEL 0225(22)1456
7	みやぎ 野田中	TEL 0225(22)4401
8	蕎麦野	TEL 0226(22)0864
9	東京屋敷	TEL 0225(22)4656
10	史や石巻	TEL 0225(22)5671
11	おんちん 石巻	TEL 0226(22)4021
12	なんくるないだ	TEL 0225(22)3211
13	FoodBar firm	TEL 0225(22)5660
14	おんちん KIVD	TEL 0225(22)1688
15	おんちん よし	TEL 0225(22)5676
16	史の自家用	TEL 0225(22)4676
17	おんちん 家	TEL 0225(22)5615
18	おんちん 川	TEL 0225(22)1158
19	史や	TEL 0225(22)3188
20	おんちん 石巻	TEL 0225(22)5621
21	おんちん えんや	TEL 0225(22)1339
22	おんちん 史	TEL 090(6002)6765
23	おんちん 石巻	TEL 0225(22)0888
24	おんちん 史	TEL 0225(22)7112
25	おんちん 史	TEL 0225(22)1724
26	おんちん 史	TEL 0225(22)2263
27	おんちん 史	TEL 090(6264)2988
28	おんちん KNOT	TEL 090(725)1133
29	おんちん 史	TEL 0225(22)3725
30	おんちん 史	TEL 0225(22)0902

⑦ みやぎの生衛だより

指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着した生衛業が活性化することで、地域に賑わいが出てくるものと考え事業に取り組みますので、今後ともご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。特に「東日本大震災復興支援情報」コーナーの更新・充実を図っています。

③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組を支援しています。また、昨年度実施したアンケート調査結果を取りまとめ、県内の中学校、高等学校に情報提供しました。

④ 消費者等コールセンター事業

平成二十五年度中に県内の消費生活相談窓口に寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等

を取りまとめ、生衛組合、消費生活相談窓口に情報提供しました。また、消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

⑤ 健康・福祉対策推進事業

平成二十六年年度の新規事業として、「衛生セミナー」を開催しました。今回は、生衛業者を対象に感染症予防、営業施設の衛生管理、生衛法ができた背景などについて取り上げました。

⑥ 標準営業約款登録事業

消費者（利用者）の擁護の観点から厚労大臣認可の「Sマーク（安全・清潔・安心）」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

⑦ クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

⑧ 全国センター委託事業

景気動向調査、経営状況調査について受託し実施しています。今年度は、新たに衛生水準維持・向上事業を受託しました。また、引き続き東日本大震災復興支援事業についても取り組んでいます。

⑨ 県の委託事業

（株）日本政策金融公庫の融資に係る知事の

推薦事務を県から受託し、推薦書を発行しています。

「衛生セミナー」を開催いたしました

平成二十六年十二月一日に「衛生セミナー」を開催いたしました。本セミナーは健康・福祉対策事業と今年度新規事業である衛生水準の確保・向上事業とのコラボレーションで実施いたしました。

当日は、生衛業者の方々をはじめ約八十人の参加がございました。

演題は「最近の感染症の動向と生衛業者のための感染症予防対策」、「生衛業における衛生対策と自主点検表について」、「生衛業と生衛法」の三つで、特に感染症対策では、インフルエンザなどの感染症の多発時期を迎えるにあたって、感染症の原因から感染経路、予防法にいたるまで詳細に解説していただきました。また、衛生対策では感染症や食中毒予防の観点から、生衛業における衛生対策の概要と業種毎の自主管理のポイントを解説していただきました。最後に生衛法の生い立ちとその背景などについての解説がありました。

今回の「衛生セミナー」は各生衛業者の皆さんがお客様から信頼していただくための取り組み



の参考にと企画しましたが、アンケートでも、多くの方から「かなり参考になった」、「ある程度参考になった」との回答があり、関心の高さが伺えました。生衛業者の皆さんには、今後の営業に活かしていただきますようお願いいたします。

なお、今後の取り組みについては、アンケート結果を参考に検討することとしています。

クリーニング研修・講習のご案内

クリーニング師研修

(クリーニング業法第8条の2第1項)

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に、知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければなりません。

また、その後は三年を超えない期間ごとに研修を受けることが義務付けられています。

クリーニング業務従事者講習

(クリーニング業法第8条の3)

営業者は、クリーニング所の開設後一年以内に、業務に従事する従事者の数に五分の一を乗じて得た数(一に満たない端数が生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、知事が指定したクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければなりません。

また、その後は三年を超えない期間ごとに、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることが義務付けられています。

クリーニング師研修・業務従事者講習の開催

近年、クリーニング業界が繊維製品の素材の多様化、技術の高度化、溶剤等による環境問題、消費者からの苦情など、様々な問題に直面して

いることから、クリーニング業務に携わる者は高度な知識と技能が要求されるようになっていきます。

当指導センターではクリーニング所に従事するクリーニング師と従事者の資質の向上、知識の修得及び技能の向上を図るため、平成二十七年度も知事の指定を受けて実施します。対象者は必ず受講しましょう。

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター役員

理事長	佐藤勘三郎 (ホテル旅館・理事長)
副理事長	上村 孝 (社交飲食業・理事長)
〃	日野 恒雄 (美容・理事長)
専務理事	千葉 文明 (指導センター)
理事	深瀬 和夫 (寿司商・理事長)
〃	前田 義博 (麺類飲食業・理事長)
〃	佐藤 豊 (中華飲食・理事長)
〃	千田 恵一 (料理業・理事長)
〃	岩渕 栄市 (喫茶飲食・理事長)
〃	加藤 一之 (食肉・理事長)
〃	佐藤 由男 (美容業・理事長)
〃	加藤 慶藏 (映画協会・会長)
〃	木村 仁則 (公衆浴場業・理事長)
〃	大久保圭司 (クリーニング・理事長)
〃	千葉 吉郎 (食肉・副理事長)
監事	阿部 忠 (美容・副理事長)

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター評議員

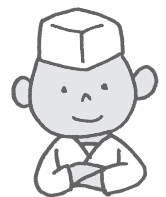
- 平塚 勝 (寿司商・副理事長)
 作間 照男 (麺類飲食業・副理事長)
 小原喜公夫 (中華飲食・副理事長)
 越河 裕子 (社交飲食業・副理事長)
 岩渕弘一郎 (料理業・副理事長)
 阿部 亨 (喫茶飲食・理事)
 高平 巖 (食肉・副理事長)
 大山 伸人 (理容・副理事長)
 熊谷 千代 (美容業・常任理事)
 橋村小由美 (映画協会・副会長)
 森谷 和之 (ホテル旅館・副理事長)
 後藤 登 (公衆浴場業・監事)
 坂本 兼也 (クリーニング・副理事長)
 伊藤 秀則 (中小企業診断士)
 高橋 勝美 (NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネット・理事)



標準営業約款制度

◎ 理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店の営業者は、「Sマーク」の登録をしましょう！

「Sマーク」は



厚生労働大臣認可

利用者に「安全、清潔、確かな技術」を約束するお店です。

当センターでは、近年、消費者・利用者が何よりも重視してゐる「安全、安心」に配慮されるよう、厚生労働大臣の認可を得て営業方法や取引条件に関して定められた「標準営業約款」に従って営業を行っていただくお店の登録を積極的に推進しております。

「Sマーク」登録店は、利用者にとって信頼できるお店の証となるとともに、営業者にとってもお店のピールになるほか日本政策金融公

庫から運転資金を借りる際最大0.55%もの金利優遇が受けられるメリットがあります。

関係業種の未登録の営業者におかれましては、お店の経営基盤を強化する観点からも経営戦略の一環として、是非この機会に積極的に登録を進めていただきますようお願いいたします。

※運転資金の金利優遇について

・ 日本政策金融公庫から振興事業貸付(運転資金)を借り入れる場合、当センターが発行する「標準営業約款登録営業者であることの証明書」により金利優遇が受けられます。

・ 優遇される金利は、登録営業者に対する通常の0.4%と振興事業貸付で一定の要件に該当(組合から一定の会計書類の準備や事業計画の確認を受けた方)する場合の0.15%です。

・ 500万円の運転資金を5年返済で借り入れた場合、最大69,800円の利払いが少なくて済みます。

◎登録は二月一日と八月一日の年二回です。

遅くとも登録日前月の中旬までに当センター若しくは所属組合に申込みされるようお願いいたします。



生活衛生営業の近代化、合理化を推進するため、衛生水準の確保向上推進事業が平成二十六年から実施されることとなり、全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、十一月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生同業組合の周知広報や組合への加入促進のための取組みを重点的に展開します。

平成二十六年度は、県生活衛生営業指導センターと各生活衛生同業組合が連携し、次の活動を実施しました。

① 行政、(株)日本政策金融公庫、各生活衛生同業組合及び指導センターで構成し、組合活動の活性化や関係機関との連携を強化する「衛生水準の確保・向上事業推進

会議」を開催した。(十月・二月予定)

② 生活衛生同業組合活動推進月間広報事業として、組合加入のメリットの情報提供のためのチラシ・パンフレットを作成し配布した。

(配布部数5,500部)

- ・各保健所の窓口での配布
- ・食品衛生協会主催の実務講習会での配布
- ・理容・美容の衛生講習会での配布

・新規営業許可店舗に対するDMでの送付等

③ 生活衛生同業組合の活動を通じた衛生確保の取組みを推進するため、「衛生管理等に関するセミナー」を開催した。(十二月一日)

④ 生衛法に関するポケットブックを全組合員に配布した。

※ 組合の組織強化と業界発展のための、未加入者の皆様に組合加入のメリットを提示し、加入を働きかけましょう。

生活衛生は地域の産業です。事業所数の上位10業種に5業種、上位50業種に11業種がランクインしています。……

業種	業種	業種
1 専門病院 173,945	15 喫茶店 79,454	29 美容師 10,635
2 美容師 169,196	16 洗髪店 65,074	30 その他飲食店 31,259
3 飲食店 118,289	17 食肉販売店 55,450	31 その他サービス業 21,259
4 洗髪店 108,196	18 洗髪店 55,450	32 その他サービス業 21,259
5 洗髪店 108,196	19 洗髪店 55,450	33 その他サービス業 21,259
6 パーティショップ 100,000	20 洗髪店 55,450	34 その他サービス業 21,259
7 パーティショップ 100,000	21 洗髪店 55,450	35 その他サービス業 21,259
8 パーティショップ 100,000	22 洗髪店 55,450	36 その他サービス業 21,259
9 パーティショップ 100,000	23 洗髪店 55,450	37 その他サービス業 21,259
10 パーティショップ 100,000	24 洗髪店 55,450	38 その他サービス業 21,259

私たちは、生活衛生営業指導センターです。

新しくお店を開業した方 今お店経営で頑張っている方

組合があることをご存じですか？

「生衛法があること」を知っていましたか？
そのアンケートの回答で……

- 「知らなかった」が半数以上(52.7%)
- 「組合加入の勧誘を受けたことがない」は86.9%
- 「非加入の理由では知らなかったから」は54.0%でした。

開業5年以内の方の組合に加入したきっかけ

第1位：自分から入ろうと思った(34.5%)
第2位：知人や組合の人に勧められた(32.2%)
第3位：都道府県センターや公認に勧められた(17.2%)

生衛組合は、17業種の組合があります。

① 飲食関係 ② めん類・すし・喫茶・中華料理・社交・料理・食肉販売・食品販売・喫茶店・氷雪販売
③ サービス関係 ④ 理容・美容・興行場・クリーニング・公衆浴場・旅館・ホテル・旅館関係

経営安定と最新情報入手に役立つ

生衛組合は、安全・安心で衛生的なお店づくりをめざします。

皆様方のお仕事は、地域に密着した住民の生活に欠かせない「生衛業」です。

生活衛生同業組合とは？

「生衛法」はどんな法律ですか？

生活衛生同業組合は、地域の産業を守り、地域の発展に貢献しています。

生活衛生同業組合の目的

- ① 衛生指針の改善向上
- ② 経営の健全化
- ③ 経営の振興

生活衛生同業組合の目的

- 衛生水準の維持向上と利用者・消費者の利益の保護

生活衛生同業組合の目的

- 国民生活の安全・安心で豊かな暮らしづくり

組合加入で、あなたも地域創生に貢献を！

生衛組合は営業者の自主的活動組織であり、国や都道府県の指導・支援を受け、地域の経済活性化に貢献しています。

最近では、地域文化や災害など非常時の住民生活を守るため、地域住民や行政を支援するなど多様な活動を展開しています。あなたの組合ご加入をおすすめします。

(公財)全国生活衛生営業指導センター・(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

東日本大震災復興特別貸付 概要

	震災直接被害関連	震災間接被害関連	震災セーフティネット関連
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●直接被害を受けられた方で、被災地(注1)内に事業所を有し事業活動を行う方 ●次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けられた方 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方 	<ul style="list-style-type: none"> ●間接被害を受けられた方で被災地(注1)内に事業所を有し事業活動を行う方 ●左記の直接被害を受けられた方と取引のある方 	<ul style="list-style-type: none"> ●その他震災による被害を受けられた方で、被災地(注1)内に事業所を有し、事業活動を行う方 ●風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により売上等が減少し、資金繰りに支障を来していることまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて業況の回復が見込まれる方
資金の お使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金		企業維持上緊急に必要となる設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 ※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ
ご融資 限度額	各融資制度ごとにご融資限度額に6,000万円を加えた額		別枠で4,800万円 ※生活衛生セーフティネット貸付は5,700万円
ご返済期間	設備資金：20年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金：15年以内[うち据置期間5年以内]	設備資金：15年以内[うち据置期間3年以内] 運転資金：15年以内[うち据置期間3年以内]	設備資金：15年以内[うち据置期間3年以内] 運転資金：8年以内[うち据置期間3年以内]
利率(年)	①被害証明書等の発行を受けられた方： 【当初3年間】 3,000万円まで：基準利率 - 1.4% 3,000万円超：基準利率 - 0.5% 【4年目以降】 基準利率 - 0.5% ②上記以外の方：基準利率	①被害証明書等の発行を受けられた方： 【当初3年間】 3,000万円まで：基準利率 - 0.9% 3,000万円超：基準利率 - 0.5% 【4年目以降】 基準利率〔ただし一定の要件に該当する場合は上記利率から最大0.5%が低減されます(注3)〕 ②上記以外の方：基準利率	基準利率 [ただし一定の要件に該当する場合は次の利率が低減されます(注3)] 特別利率R 特別利率N 特別利率U

(注1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島県の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）をいいます。

(注2) 適用する融資制度に定める融資条件が、本制度に掲げる条件より有利である場合は、当該融資条件を適用します。

(注3) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減されます。

- 雇用の維持または拡大を図る場合は、0.2%利率を低減
- 次のいずれかに該当する場合は、0.3%利率を低減
 - 最近3ヵ月における売上高等が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している場合
 - 最近1ヵ月における売上高等が前4年のいずれかの年の同月に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前4年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合
- 前1および2のいずれの要件も満たす場合は、0.5%利率を低減

※ 特定被災区域内において雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う場合は、融資制度に定める利率から年0.5%引下げとなります。

※ 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

※ ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。 ※ 審査の結果お客さまのご希望に添えないことがあります。

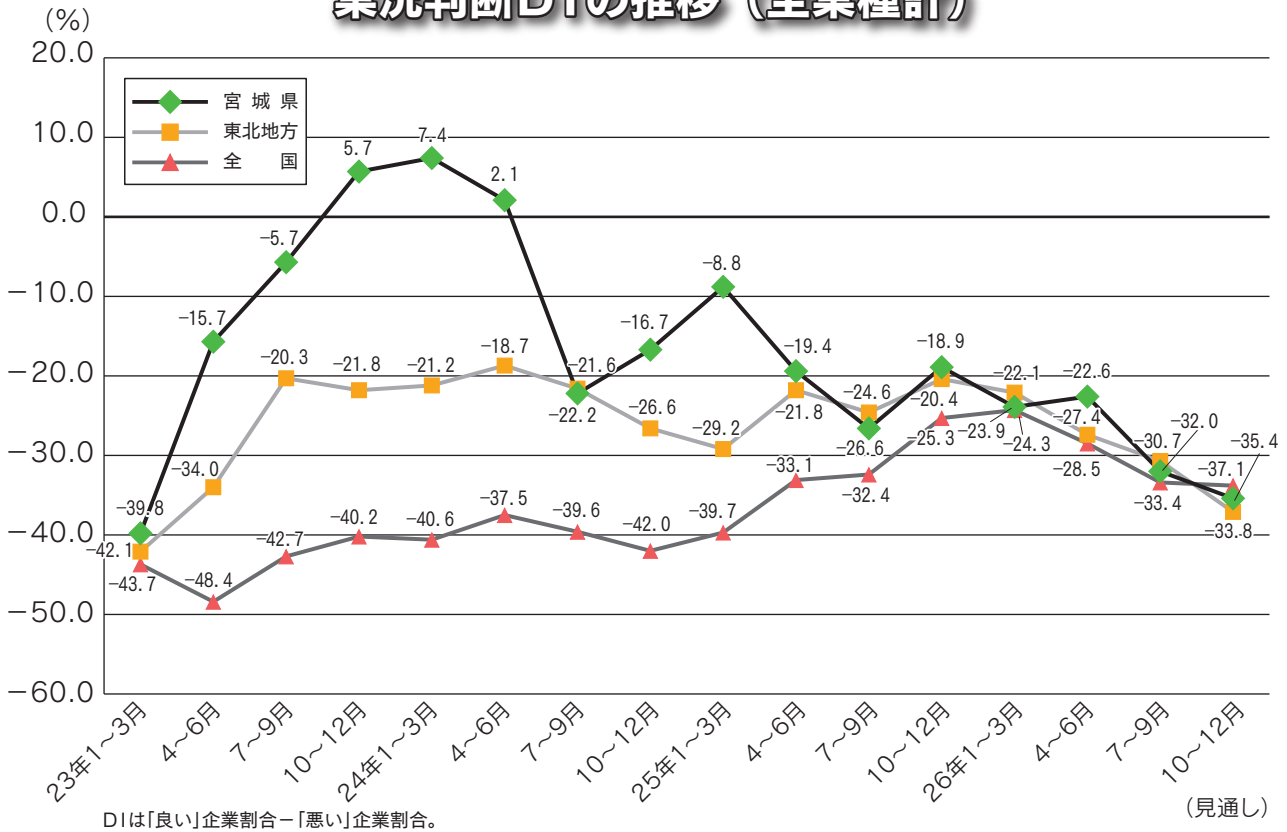
くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル
 (行こうよ! 公庫)
 **0120-154-505**
 ※音声ガイダンスが流れた後「1」番を押してください。

 **日本政策金融公庫**
 国民生活事業
<http://www.jfc.go.jp/>

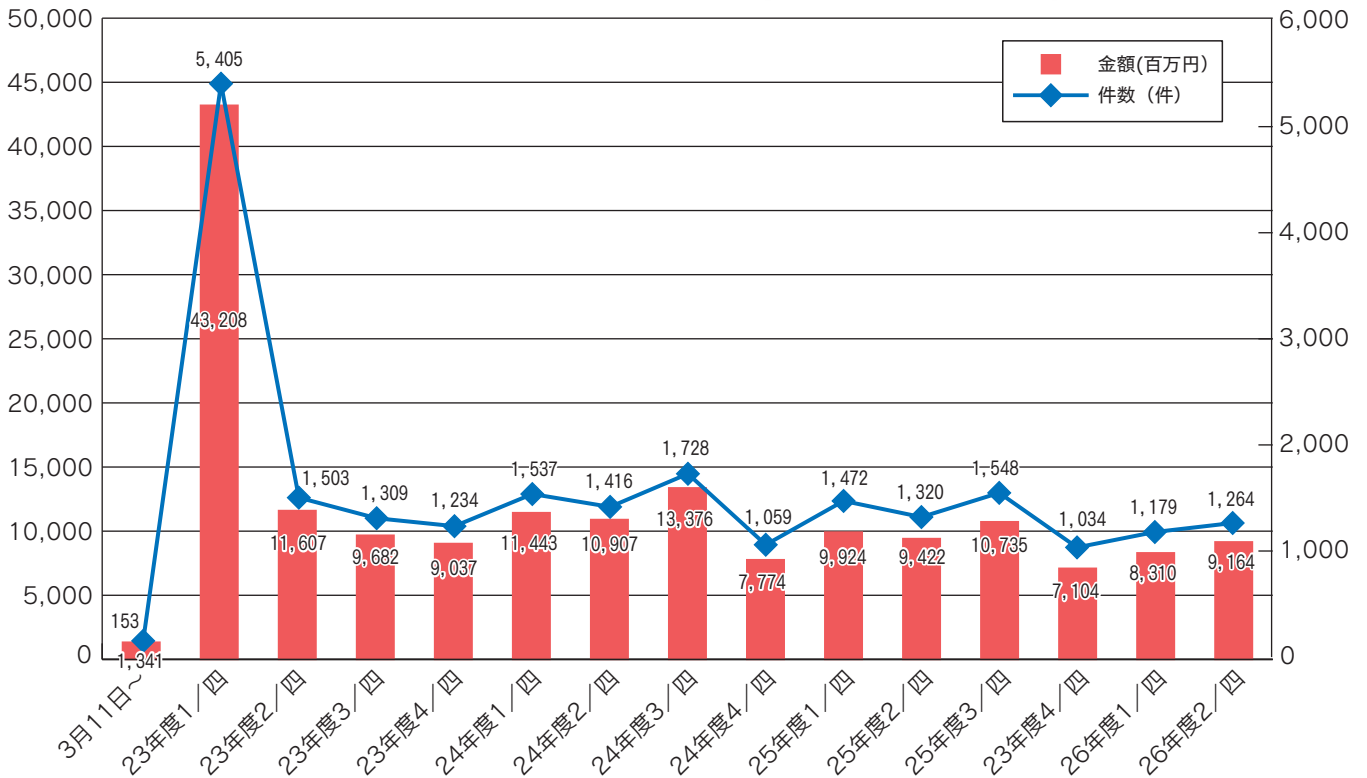
公庫の小企業動向調査による景況判断

業況判断DIの推移（全業種計）



宮城県内における震災関連融資実績

融資金額と件数の推移（国民生活事業）



シックハウス症候群を知っていますか？

シックハウス症候群は一般の住宅に限らず、営業施設でも発生しうる問題です。お客様に施設を快適にご利用してもらうために、予防に努めましょう。



シックハウス症候群とは

近年の住居等の建物は、高気密化が進んだことなどにより、室内での空気汚染が起こりやすくなっています。これに由来する様々な健康障害を総称して、「**シックハウス症候群**」と呼びます。

その症状は、

目がチカチカする、
鼻水、のどの乾燥、
吐き気、頭痛、湿疹など

人によりさまざまです。



シックハウス症候群の主な原因

化学物質

建材

- 内装材、建具、家具
(壁紙、接着剤、合板
塗料、溶剤など)

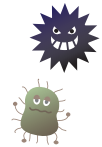
日常生活品

- ストーブ
- たばこ
- 防虫剤 など



カビ・ダニ

- じゅうたん、畳
- ふとん
- 壁、窓
- 押し入れ など



人に与える影響は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。

主な防止対策

◎換気を心がけ、通風を確保しましょう！

汚れた空気を排気するとともに、カビを生やさないための湿気対策にもなります。

◎こまめに掃除をしましょう！

ダニを除去するだけでなく、ダニのえさをなくすることも大切です。

◎建材の材料選びに配慮しましょう！

施設の新築、リフォームなどの際には、シックハウス対策がほどこされた建材や接着剤の使用について、建築業者などとしっかり話し合うことが大切です。



＊ ＊ 詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「生活環境におけるシックハウス対策」をご覧ください。 ＊ ＊

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/sick_house.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 「障害者差別解消法」が制定され、 平成28年4月から全国で施行されます。

障害を理由とする差別とは？





障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明(注)があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

(注)知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A 典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

●詳細は内閣ホームページ参照 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

仙台市では、差別解消法の施行にあわせ、条例を制定することとしております。
条例制定の取組みについては、仙台市公式ホームページをご覧ください。

http://www.city.sendai.jp/fukushi/shougai/barrierfree/1214635_1717.html

宮城県には、次の13業種の生活衛生同業組合があります。

宮城県寿司商生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-17 (仙台たばこ販売協同組合2F)	TEL 022-265-3814 FAX 022-265-3815
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	〒980-0023 仙台市青葉区北目町6-7-2 F	TEL・FAX 022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-5127 FAX 022-355-5128
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-8-14 (仙台第2協立ビル7F)	TEL 022-265-8121 FAX 022-268-6313
宮城県料理業生活衛生同業組合	〒982-0841 仙台市太白区向山1-1-16 (東洋館内)	TEL・FAX 022-224-5363
宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒987-0301 登米市米山町字善王寺中新田157-10	TEL・FAX 0220-55-2624
宮城県食肉生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-6646 FAX 022-355-6657
宮城県理容生活衛生同業組合	〒981-3112 仙台市泉区八乙女3-9-1	TEL 022-374-4333 FAX 022-375-3436
宮城県美容業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 (GC青葉通りプラザ5F)	TEL 022-223-2821 FAX 022-223-2822
生活衛生同業組合宮城県映画協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-5 (東一中央ビル7F)	TEL・FAX 022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-1-1-901	TEL 022-298-8933 FAX 022-256-8933
宮城県公衆浴場業生活衛生同業組合	〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-1-12 後藤コーポ109号	TEL・FAX 022-213-4911
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-361-0163 FAX 022-361-0165

生活衛生同業組合は業界を代表する組織ですので、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。

お問い合わせ

宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12
後藤コーポ107号
TEL022-343-8763 FAX022-343-8764
ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

